

奈良県告示第五百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

明日香村

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業明日香村流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十六年十二月十一日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

平成二十三年三月奈良県告示第四百三十三号のとおり